



登録基幹技能者評価の試行について

四国地方整備局では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）及び「四国地方整備局における総合評価方式の実施方針」に基づき、平成18年度より、原則、一般競争入札の総合評価落札方式を適用しているところです。

総合評価落札方式においては、公共工事の品質確保の観点から、技術提案（簡易な施工計画）、配置予定技術者の工事経験及び企業の施工実績などの価格以外の要素と価格を総合的に評価し、国にとって最も有利な企業を落札者としています。

今回、専門工事部分の品質確保が目的構造物の品質確保の観点からも重要であることを踏まえ、現場に優秀な登録基幹技能者を配置することで、工事全体の品質確保を図るとともに、登録基幹技能者の更なる技術の向上に資することを目的に、総合評価方式の評価項目の一つとして「登録基幹技能者の活用」を評価することとしました。

【評価方法】

登録基幹技能者を活用する場合は、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了したことを証明する、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付することで評価します。評価する登録基幹技能者は、「登録鉄筋基幹技能者」、「登録型枠基幹技能者」、「登録鳶・土工基幹技能者」又は「登録機械土工基幹技能者」とします。

また、発注者が各工事で指定する工種の施工期間に、上記登録基幹技能者のいずれかが1名以上、当該現場作業に従事する場合に評価します。

評価項目	評価基準	配点	評価点
登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者を活用する	5.0	／5.0
	上記を活用しない	0.0	

【試行工事】

次の5件の工事において、試行します。なお、次の工事は、現時点での予定であり、実際に発注する工事名称が異なる場合、また、試行を取りやめる場合があります。

- ・平成23年度 新喜来取水施設改築工事（徳島／河川）
- ・平成23年度 楠谷川橋下部第1工事（香川／道路）
- ・平成23年度 楠谷川橋下部第2工事（香川／道路）
- ・平成23年度 余戸南高架橋下部工事（松山／道路）
- ・平成23年度 枝川高架橋下部外1件工事（土佐国／道路）

<問合せ先> 国土交通省 四国地方整備局 TEL: (087) 851-8061

技術開発調整官 藤山 究 (内線3120)

技術管理課長 石田 和敏 (内線3311)

○技術管理課長補佐 門田 隆志 (内線3314)

※○：主たる問い合わせ先

総合評価方式における登録基幹技能者評価の試行

【評価方法】

登録基幹技能者を活用する場合は、様式に記載し、記載された者について、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了したことを証明する、「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付することで評価する。

なお、複数の登録基幹技能者が現場で従事することは可能であるが、様式へ記載する登録基幹技能者及び写しは、「鉄筋」「型枠」「鳶・土工」「機械土工」の登録基幹技能者のいずれか1名とする。

評価の対象とする登録基幹技術者は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。

評価項目	評価基準	配点	評価点
登録基幹技能者の活用	登録基幹技能者を活用する	5.0	／5.0
	上記を活用しない	0.0	

※1:本工事における登録基幹技能者とは、「登録鉄筋基幹技能者」、「登録型枠基幹技能者」、「登録鳶・土工基幹技能者」、「登録機械土工基幹技能者」をいう。

別添数量総括表での工種の内「○○○○工」の施工期間に、上記登録基幹技能者として登録された技術者が、1名以上、当該現場作業へ従事する場合に評価する。

※2:「登録基幹技能者講習修了証」の写しを添付すること。

総合評価方式における登録基幹技能者評価の試行

(様式－7)

登録基幹技能者の活用に係る資料

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇工事

会社名：_____

登録基幹技能者の氏名	フリガナ	
(〇〇には該当する名称を記載すること。)	登録〇〇基幹技能者	〇 〇 〇 〇
生年月日	〇年〇月〇日	
修了証番号	第△△号	
修了年月日	〇年〇月〇日	
登録番号	第〇〇号	
所属組織・地域	(株) 〇〇組	〇〇県
従事する工種	例) 橋梁下部工	
従事する期間	平成〇年〇月～平成〇年〇月までの約〇ヶ月間	

記載する登録基幹技能者は各職種のうちいずれか1名とする。

四国外に在住する登録基幹技能者も評価対象とする。

配置予定技術者(主任(監理)技術者又は現場代理人)は評価の対象外とする

- 注) 1. 本様式は、登録基幹技能者を活用する場合に記載し、無い場合は提出する必要はない。
 2. 登録基幹技能者の資格は、最新の修了証番号、修了年月日及び登録番号を記載すること。
 3. 登録基幹技能者講習修了証の写しを添付すること。
 4. 本様式については、1名のみ記載することとし、従事する登録基幹技能者全てを提出する必要はない。
 5. 評価の対象とする登録基幹技能者は、本競争の参加希望者又は下請予定企業が雇用する者とし、本工事における配置予定技術者として申請する技術者は評価の対象としない。

総合評価方式における登録基幹技能者評価の試行

判定評価表 イメージ

特定専門工事審査型(基幹技能者評価型)総合評価方式における加算点及び施工体制評価点の判定評価結果表(施工体制確認型)

【標準型(Ⅱ型)】

加算点		加算点																	加算点 (小数位 1桁 (2位四捨五入))			
技術提案		技術者評価・企業評価(元請)																				
VEに値する提案	加算点	技術者評価				企業評価										評価点A 合計						
		配置予定技術者評価				基本企業評価					その他企業評価											
				小計 ①	施工実績 等評価	地域精進度・地域貢献度・社会性			小計	災害時等の対応	地理的条件評価			情報化施工技術評価	登録基幹技能者評価	小計						
						CPD	同種類似工事の施工経験	優良技術者表彰 工事成績			近隣地域での施工実績	社会的貢献に係る表彰	事故及び不誠実な行為等に対する評価				災害時の事業継続力の評価	地域内での拠点	鋼橋等製作工場の体制	AS舗装等施工体制	情報化施工技術の活用	登録基幹技能者の活用
20	20	5	5	30	5				45	30				5	5	15						

技術提案 20点
(元請け)

加算点合計 50
点に対して施工体制評価を加える!

加算点合計(E)	施工体制評価点			加算点+施工体制評価点 F+G
	施工体制評価点の獲得割合を乗じた最終加算点(F) (小数位1桁(2位四捨五入))	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	
50	$E \times G / 30$	15	15	30

基幹技能者評価 評価点で5点(加算換算約1点/50点)

- 橋梁下部工、樞門等の本体工の従事期間において、「鉄筋」「型枠」「鷹・土工」又は「機械土工」の登録基幹技能者を1名以上現場の技能者として配置する場合は加算
- 資格の取得が確認できる資料を添付すること。